

## 大田原市建設工事金額入り設計書の情報提供に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、大田原市情報公開条例（平成13年条例第2号。以下「条例」という。）第21条の規定に基づき、入札に係る単価及び金額の記載された設計書（以下「金額入り設計書」という。）の情報提供に関し必要な事項を定めることにより、事務の簡素化及び迅速化を図り、もって市民サービスの向上に寄与することを目的とする。

### (情報提供する金額入り設計図書)

第2条 情報提供する金額入り設計書は、建設工事に係る金額入り設計書（予定価格を事後公表としたものに限る。）であって、条例第6条各号に規定する非公開情報が含まれないものとする。

### (情報提供の方法)

第3条 金額入り設計書の情報提供は、当該金額入り設計書の電磁的記録を複製した光ディスクを交付する方法により行うものとする。

### (申込み手続)

第4条 第2条に規定する金額入り設計書の情報提供を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、当該金額入り設計書に係る入札の落札業者が決定した日の翌日から30日以内に大田原市建設工事金額入り設計書の電磁的記録提供申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を条例第2条に規定する実施機関に提出しなければならない。

2 前項の場合において、申込書は、当該建設工事の事務を担当する課等（以下「担当課等」という。）ごとに作成し、申込書1枚につき光ディスク（包装フィルムが開封されていないCD-Rに限る。）を1枚添付しなければならない。

3 申込者は、申込書を提出するときは、当該申込書を担当課等へ持参しなければならない。

### (情報の提供)

第5条 実施機関は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、速やかに当該申込みに係る金額入り設計書の電磁的記録を光ディスクに複製し、申込者に交付するものとする。

### (費用)

第6条 この要綱の規定による光ディスクの複製に要する費用は、無料とする。

### (情報の適正使用)

第7条 金額入り設計書の情報提供を受けた者は、提供された情報を適正に使用しなければならない。

### (委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。